

フロン類回収業者の手引き

1 フロン類回収業者の役割

役割 1 使用済自動車の引取りと引取報告の実施

- ・ 使用済自動車の引取りを求められたときは、天災等により事業所に使用済自動車を保管できないなどの正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります。
- ・ 使用済自動車を引き取った時は、電子マニフェスト制度により速やかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

役割 2 基準に従ったフロン類の回収

- ・ フロン類回収業者は、回収基準に従ってフロン類を回収する必要があります。
- ・ フロン類を回収した時は、その都度車台ごとに、自動車メーカー等に引き渡すものか再利用するものかを選択して電子マニフェストシステムの画面上で入力してください。

役割 3 フロン類の引渡しと引渡報告の実施

- ・ 回収したフロン類は、再利用する場合を除き、フロン類運搬基準に従って自動車メーカー等の指定する指定引取場所に引き渡す必要があります。
- ・ フロン類の引渡報告を前提として、自動車メーカー等からフロン類回収料金が支払われます。

役割 4 使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施

- ・ フロン類を回収した後、使用済自動車を都道府県知事又は保健所設置市の長（以下、都道府県知事等）の許可を受けた解体業者に引き渡す必要があります。
- ・ 使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェスト制度により速やかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

役割 5 フロン類年次報告の実施

毎年度終了後 1 ヶ月以内（4 月末まで）に、前年度の引渡数量・再利用量・保管量等について、電子マニフェスト制度により年次報告を行う必要があります。

2 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

- ・ フロン類回収業者は、電子マニフェスト制度による移動報告の実施やフロン類回収料金の受取りのために、都道府県知事等への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。

- ・ 自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、電子マニフェスト制度による移動報告の際に必要な事業所コードと初期パスワードが送付され、自動車リサイクルシステムを利用しての実務が可能になります。

～自動車リサイクルシステム登録の受付窓口～

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター

〒105-8691 東京都芝郵便局 私書箱第8号 TEL 050-3786-8822

3 標識の掲示

事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要があります。

標識は、タテ・ヨコ各20cm以上の大きさと、フロン類回収業者であること、氏名又は名称、登録番号を記載したものである必要があります。

4 登録の更新

5年ごとの更新です。

5 登録の取消し

都道府県知事等は、フロン類回収業者が、次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 不正の手段により、フロン類回収業者の登録を受けたとき。
- (2) フロン類回収設備が登録基準に適合しなくなったとき。
- (3) 登録の拒否要件に該当することとなったとき。
- (4) この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

6 フロン類年次報告

フロン類回収業者による年次報告は、下記のとおりです。

(1) 報告対象期間

前年の4月1日から翌年3月31日

(2) 報告内容

- ・ 自動車メーカー等の指定する指定引取場所に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ・ 報告対象期間内に再利用したフロン類の種類ごとの量と当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号
- ・ 報告対象期間終了時に保管していたフロン類の種類ごとの量

(3) 報告の方法

電子マニフェスト制度による報告（取扱実績がない場合も報告が必要です。）

(4) 報告期限

毎年4月30日

(5) 報告先

公益財団法人自動車リサイクル促進センター内情報管理センター

7 各種届出について

(1) 変更の届出

登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事等に届け出なければなりません。

変更届出書には、当該フロン類回収業者が法第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面(回様式第1)及び次に掲げる書類を添付してください。

変更事項	添付書類	
氏名又は名称及び住所	個人	住民票の写し(本籍地(外国人である場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載があるもの。以下同じ。)
	法人	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)の氏名	登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)	
未成年者の法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名)	法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書。)	
事業所の名称及び所在地	事業所を追加した場合は、その事業所について ・フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類(※1) 所有権を有しない場合には、使用する権原を有することを証する書類(※2) ・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類(※3)	

変更事項	添付書類
回収しようとするフロン類の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類（※1） 所有権を有しない場合には、使用する権原を有することを証する書類（※2） ・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類（※3）
フロン類回収設備の種類及び能力	

※1 購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し

※2 借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

※3 取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

（2）廃業等の届出

次のいずれかに該当することになった場合には、その日から30日以内に廃止届出書（回様式第9）を提出しなければなりません。

廃止届出書には、登録通知書を添付してください。

廃業等の区分	廃業等の届出を行う者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であったもの
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	その清算人
登録に係る引取業を廃止した場合	引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表する役員

（3）各種届出の提出先

八戸市内に事業所がある場合は八戸市環境保全課へ提出してください。

<p>八戸市 市民環境部 環境保全課 廃棄物対策グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 市庁別館6階 TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722</p>

※新規登録・登録更新の受付は予約制とし、あらかじめ電話等による予約での対応とします。

※更新申請の場合は、登録期間満了年月日の2ヶ月前から申請することができます。

（4）各種届出の提出部数

八戸市に1部提出し、申請者控え（1部）を作成してください。